

島根県水田園芸・有機農業地域研修事業実施要綱

制定 令和4年3月23日付け農第1134号

改正 令和4年9月1日付け農第599号

第1 趣旨

本県における水田園芸や有機農業の産地づくりと担い手づくりを一体的に推進していくため、自営就農を目指す者が担い手育成の拠点である島根県立農林大学校（以下「農林大学校」という。）から離れた地域でも受講可能なりモート講義（対象となる講義に限る。以下同じ。）を含む座学と、就農予定地でも受けられる現地実習を組み合わせた体系で構築する島根県水田園芸・有機農業地域研修事業を創設し、水田園芸、有機農業に取り組む認定新規就農者の確保を促進することとし、その内容は、この要綱の定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

この事業の実施主体は、島根県担い手育成協定制度について（令和4年3月23日付け農第1126号。以下「制度通知」という。）の第2に定める担い手育成協定（以下「担い手育成協定」という。）を締結した市町村、地域担い手育成総合支援協議会又は地域農業再生協議会とする。

第3 研修対象者

- この事業を活用し研修を受けることができる者（以下「研修対象者」という。）の要件は次に掲げるとおりとする。
 - 県内で今後、就農し、水田園芸（ミニトマト又はアスパラガスに限る。）又は有機農業（水稻又は野菜に限る。）に取り組む認定新規就農者になることについて強い意欲を有していること。
 - 3に定める研修計画が次に掲げる基準に適合していること。
 - 研修期間が原則2年以内かつ研修時間が概ね年間1,200時間以上であること。
 - 研修のうち実習について、農林大学校又は第4に定める受入経営体において必要な知識や技術等を習得できるものであること。
 - 研修期間中に農林大学校農業科短期養成コースの学生（研修開始時に既に学生である者を含む。）となること。
 - 研修終了後1年以内に農業経営を開始することが確実であると見込まれること。なお、農業経営の開始時期については、原則として、以下のうちいずれか最も早い時期とする。
 - 農地の取得時期
 - 主要な資産の取得時期
 - 本人名義の取引開始時期
 - 農業経営開始後5年以内に農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けることが確実であると見込まれること。

- (6) 農業経営開始後、1年以内に国際水準GAP（美味しまねゴールド等）を取得し、適切に農場管理を行うことが確実であると見込まれること。
 - (7) 研修中の事故による怪我等に備えて、研修期間が開始するまで又は研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入すること。
 - (8) 県、市町村、JA等関係機関による指導・助言を積極的に受け入れること。
- 2 研修対象者は、研修期間中及び研修終了後6年間、農林大学校によるリモート講義を受講することができる。なお、リモート講義の形態はオンライン（農林大学校の学生の期間に限る。）又は録画媒体（貸出DVD）によるものとし、市町村等庁舎又は研修対象者の自宅等で受講できるものとする。その場合にあっては、事業実施主体は、研修対象者が適切に講義を受講できるように農林大学校との連絡・調整等を行うものとし、特に、農林大学校の学生の期間を除く期間のDVDの貸し出しについては、原則として事業実施主体が行う。
- また、研修対象者は、研修中から農業経営開始後5年後まで、県、市町村、JA等関係機関による積極的な支援を受けることができる。
- 3 この事業を活用し研修しようとする者は、研修計画（別紙様式第1号）を作成し、事業実施主体に承認申請する。
 - 4 3の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、研修計画（変更）（別紙様式第1-2号）を作成し、計画の変更を承認申請する（軽微な変更の場合を除く。）。
 - 5 研修対象者は、研修終了後、農業経営を開始した場合は、経営開始後1か月以内に経営開始報告（別紙様式第2号）を事業実施主体に提出する。
 - 6 次に掲げる事項に該当する場合は、事業実施主体は研修計画の承認を取り消す。
 - (1) 1に定める要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 研修計画に基づく研修を行っていないと事業実施主体が判断したとき。
 - (3) その他事業実施主体が承認を取り消すべきと判断したとき。

第4 受入経営体

研修対象者の研修を受け入れる経営体は、以下の要件を満たす経営体（以下「受入経営体」という。）とする。

- (1) 県及び事業実施主体と担い手育成協定を締結していること。
- (2) 研修対象者が第3の1に定める要件を満たすための現地実習を適切に実施できること。ただし、第3の1の(6)に定める要件を満たすための現地実習については、受入経営体に代わり県により実施できるものとする。

第5 事業実施主体の手続き

- 1 事業実施主体は、第3の3に定める研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。審査は県、JA等の関係機関と連携・協力して行うものとし、事業実施主体は審査の結果を申請した者に通知する。
- 2 事業実施主体は、第3の4に定める研修計画の変更承認申請があった場合は、1の手続きに準じて審査等を行う。
- 3 事業実施主体は、半年に1回、1の関係機関と連携・協力して研修の実施状況を確認し、

適切な指導を行う。確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第3-1号及び別紙様式第3-2号）を使い、以下の方法により行う。なお、当該研修状況の確認は、制度通知第5に定める研修状況の確認をもって代えることができる。

(1) 研修対象者への面談

- ア 研修に対する取組状況
- イ 技術の習得状況
- ウ 就農に向けた準備状況

(2) 指導者への面談

- ア 研修に対する取組状況
- イ 技術の習得状況
- ウ 就農に向けた準備状況

(3) 書類確認

- ア 出席状況
- イ 研修時間及び休憩時間

- 4 事業実施主体は、水田園芸・有機農業地域研修事業計画承認申請書（別紙様式第4号）を作成したうえで隠岐支庁農林水産局、東部農林水産振興センター又は西部農林水産振興センター（以下「センター等」という。）を経由して知事に提出し、承認を得る。
- 5 4の承認を受けた事業実施主体は、研修対象者の追加や研修の中止、受入経営体の変更等重要な事業計画の変更を行おうとする場合は、事業計画変更承認申請書（別紙様式第4-2号）を作成したうえでセンター等を経由して知事に提出し、承認を得る。
- 6 事業実施主体は、事業完了後1か月以内に水田園芸・有機農業地域研修事業実績報告書（別紙様式第5号）を作成したうえでセンター等を経由して知事に提出し、報告する。

第6 その他

- 1 本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第1号別添3により適切に取り扱うものとする。
- 2 その他事業の実施に必要な事項については、農林水産部長又は農業経営課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

研修計画

年 月 日

様

住 所 :

氏 名 :

[申請者] 電話番号 :

(生年月日: 昭和・平成 年 月 日: 歳)

メールアドレス :

島根県水田園芸・有機農業地域研修事業実施要綱（令和4年3月23日付け農第1134号）
第3の3の規定に基づき、研修計画の承認を申請します。

また、実施要綱の規定を遵守し、研修に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、研修計画の承認を取り消されることについて異議はありません。

1 農業を始めようと思った理由

2 自営就農時に係る計画

就農希望地	就農予定時期 (就農予定時年齢)	年 月 (歳)
就農形態	<input type="checkbox"/> 研修終了後、1年以内に農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> [<div style="margin: 0 10px;"> <input type="checkbox"/> 全体、<input type="checkbox"/> 一部 </div>] </div> <input type="checkbox"/> ミニトマト <input type="checkbox"/> アスパラガス <input type="checkbox"/> 有機農業 <input type="checkbox"/> 農業経営開始後、5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になる <input type="checkbox"/> 農業経営開始後、1年以内に国際水準GAP（美味しまねゴールド等）を取得	
経営面積*1	_____ a (合計)	農業所得目標*1 万円/年
経営内容*1	作目: _____ a 作目: _____ a (その他: _____)	

3 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

4 計画を達成するための研修

制度通知別紙様式第3号の育成計画に記載のとおり

添付書類

別添1：履歴書

別添2：傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写し。研修期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを提出すること

別添3：個人情報の取り扱いに関する同意書

別添4：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

* 1 就農5年後の目標を記入する。

履 歴 書

1. 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□□-□□□□				
(ふりがな)		生年月日	年齢	性別	電 話 番 号
氏 名		(昭和・平成) 年 月 日	歳	1. 男	固定：
				2. 女	携帯：

2. 学歴等

	年	月	学歴・職歴(各別に記入)				
	履 歴						
					年	月	免許・資格

学歴は中学校卒業から記入。研修や短期の就業もできるだけ記入

様

個人情報の取扱いに関する同意書

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いについての同意」欄に署名・押印をしてください。

島根県水田園芸・有機農業地域研修事業に係る個人情報の取扱いについて

島根県（以下「県」という。）及び（市町村等）は、島根県水田園芸・有機農業地域研修事業の実施に際して得た個人情報（以下「個人情報」という。）について、県及び（市町村等）が定めるそれぞれの個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県及び（市町村等）は、個人情報について、本事業による研修対象者の研修状況及び就農状況の確認等のフォローアップ活動等で利用するほか、本事業等の実施のために、必要最小限度内において関係機関へ提供する場合があります。

関係機関	国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、市町村、都道府県青年農業者等育成センター、農業共済組合、農業大学校等研修教育機関、（一社）全国農業会議所、（一社）都道府県農業会議、県内の地域農業再生協議会又は農業担い手育成総合支援協議会、島根県農業協同組合、（公財）しまね農業振興公社、（公財）ふるさと島根定住財団
------	--

個人情報の取扱いについての同意

記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

(研修対象者)

住所

氏名

研修計画(変更)

年 月 日

様

住 所 :

氏 名 :

[申請者] 電話番号 :

(生年月日: 昭和・平成 年 月 日: 歳)

メールアドレス :

島根県水田園芸・有機農業地域研修事業実施要綱(令和4年3月23日付け農第1134号)第3の4の規定に基づき、研修計画の変更承認を申請します。

また、実施要綱の規定を遵守し、研修に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、本事業の研修計画の承認を取り消されることについて異議はありません。

(注) 記載事項は、別紙様式第1号の記載に準じる。

経営開始報告

年 月 日

様

住所
氏名

以下のとおり経営開始しましたので、島根県水田園芸・有機農業地域研修事業実施要綱（令和4年3月23日付け農第1134号）第3の5の規定に基づき経営開始報告を提出します。

研修終了日	年 月 日	
農業経営を開始した日	年 月 日	
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承（ <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部）	
就農地の市町村		
経営耕地（a）	所有地	
	借入地	
	合計	
営農作物		
経営開始資金の受給	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定	

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画の写しのうちいずれかの書類）並びに通帳の写し

研修状況確認チェックリスト(受入経営体用)

作成機関：名称

代表者

(研修対象者氏名：

)

1 研修取組状況 (受入経営体側から見た研修対象者の技術等習得レベルを評価)

a 研修への積極性について	積極的である・普通・消極的である
b 情報収集について(勉強会への参加、質問・相談の状況等)	積極的である・普通・消極的である
c 指導者等関係者の助言・指導への対応について	聞き入れている・概ね聞き入れている・聞き入れない

2 技術の習得状況 (受入経営体側から見た研修対象者の技術等習得レベルを評価)

レベル { 5:ほぼ完全に理解している 4:概ね(8割程度)理解している 3:普通(5割程度)
2:やや理解が劣る(3割程度) 1:理解していない 0:まだ習っていない }

a 栽培管理等の技術・知識の習得状況について	今後の課題
作物名	5・4・3・2・1・0
作物名	5・4・3・2・1・0

b 機械・施設等の操作方法・整備・安全対策について	今後の課題
機械(施設)名	5・4・3・2・1・0
機械(施設)名	5・4・3・2・1・0
機械(施設)名	5・4・3・2・1・0

c 農業経営等に関する知識の習得状況について	今後の課題
販売促進の考え方	5・4・3・2・1・0
流通・マーケティングの基礎	5・4・3・2・1・0
帳簿の付け方	5・4・3・2・1・0
財務諸表の読み方	5・4・3・2・1・0
労務管理の知識	5・4・3・2・1・0

3 就農に向けた準備状況 (受入経営体側から見た研修対象者の取り組みを評価)

a 就農に向けた情報収集について	積極的	普通	消極的
b 経営に関する計画の作成状況	積極的	普通	消極的
c 資金の準備について	積極的	普通	消極的
d 農地の確保について	積極的	普通	消極的
e 人・農地プランへの位置づけについて	積極的	普通	消極的

4 研修指導者の研修対象者に対する所見

{ }

5 書類確認用

(1) 出席状況

a 概ね年間1,200時間以上の研修を受けているか	受けている(見込みがある)・受けていない(見込みがない)
b 研修への出席(参加)状況	出席(参加)率= %

(2) 研修時間及び休憩時間 ※書類で確認できない場合は研修対象者に聞き取りをして記入

a 研修時間は原則1日8時間を超えていないか	超過なし・繁忙期のみ超過・恒常的に超過
b 休憩時間は適切か(6時間超45分以上、8時間超1時間以上途中に付与)	付与あり・付与なし
c 休日は適切か(毎週1日以上又は4週間4日以上の日)	付与あり・付与なし

確認日： 年 月 日 / 確認者：(所属)

(氏名)

総合所見

{ }

研修状況確認チェックリスト(研修対象者用)

研修対象者：氏名

(研修開始 年 月 / No)

1 研修に対する取組状況

a 研修への積極性について	積極的に取り組んでいる・ほぼ取り組んでいる・消極的である
b 情報収集について(勉強会への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している・収集している・収集していない
c 指導者等関係者の助言・指導への対応について	よく聞き実践している・聞き入れるが実践できていない・聞き入れない

2 技術の習得状況

a 栽培管理等の技術・知識の習得状況について	4:研修内容を十分に理解し1人で作業できる	今後の課題
	3:研修内容を理解し、1人で作業できるものの品質等は劣る	
	2:研修内容は概ね理解しているものの指導を受けながらでないと作業できない	
	1:研修内容を理解していなくて作業できない	
	0:まだ習っていない	
作物名	4・3・2・1・0	
作物名	4・3・2・1・0	

b 機械・施設等の操作方法・整備・安全対策について	4:研修内容を十分に理解し1人で適切に操作できる	今後の課題
	3:研修内容を理解し、確認しながらであれば1人で操作できる	
	2:研修内容は概ね理解しているものの指導を受けながらでないと操作できない	
	1:研修内容を理解していなくて操作できない	
	0:まだ習っていない	
機械(施設)名	4・3・2・1・0	
機械(施設)名	4・3・2・1・0	
機械(施設)名	4・3・2・1・0	

c 農業経営に関する知識の習得状況について	4:理解している	今後の課題
	3:一部分からないところがある	
	2:分からないことの方が多い	
	1:ほとんど分からない	
	0:まだ習っていない	
販売促進の考え方	4・3・2・1・0	
流通・マーケティングの基礎	4・3・2・1・0	
帳簿の付け方	4・3・2・1・0	
財務諸表の読み方	4・3・2・1・0	
労務管理に関する知識	4・3・2・1・0	

3 就農に向けた準備状況

a 就農に向けた情報収集について	既に開始している・開始していない
b 経営に関する計画の作成状況	作成済み・作成中・情報収集中・まだ着手していない
c 初期投資等の資金の確保について	確保済み・見込みは立っている 準備を始めたが、見込みは立っていない・まだ着手していない
d 農地の確保について	確保済み・交渉中・情報収集中・まだ着手していない
e 人・農地プラへの位置づけについて	位置づけられている・位置づけられる見込みである 話し合い中である・相談中・まだ働きかけをしていない

確認日： 年 月 日 / 確認者：(所属)

(氏名)

所見

別紙様式第4号

令和 年度水田園芸・有機農業地域研修事業計画承認申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長等 氏 名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県水田園芸・有機農業地域研修事業実施要綱第5の4の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

別紙のとおり

1 事業の目的

2 事業の内容

研修対象者	受入経営体	研修期間	取組内容（作目等）

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 添付書類

- ・研修対象者から提出された研修計画（別紙様式第1号）の写し

別紙様式第4－2号

令和 年度水田園芸・有機農業地域研修事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長等 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号をもって承認のあったこの事業について、島根県水田園芸・有機農業地域研修事業実施要綱第5の5の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、申請する。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

(以下別紙様式第5号に準じて作成すること。)

別紙様式第5号

令和 年度水田園芸・有機農業地域研修事業実績報告書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長等 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号をもって承認のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、水田園芸・有機農業地域研修事業実施要綱第5の6の規定に基づき、その実績を報告する。

記

別紙のとおり

1 事業の目的

2 事業の内容

研修対象者	受入経営体	研修期間	取組内容（作目等）

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- ・研修状況確認チェックリスト（別紙様式第3-1号及び別紙様式第3-2号）の写し